

【少額の減価償却資産について】



いつもニュースレターをお読みいただきありがとうございます。税務部の又平です。今回は、お客様からのお問い合わせが多い少額の減価償却資産について解説したいと思います。

1. そもそも減価償却資産とは？

何年にもわたり使用していく事業用の資産を固定資産と言いますが、このうち、**使用や時の経過に伴って価値が減少していくものを減価償却資産**とといいます。【例】建物、建物附属設備、機械、備品、車両など
減価償却資産は、**取得した際に一度に費用とはせず、一旦資産として計上し、毎期徐々に費用化**していきます。（これを「減価償却」といいます。）

土地や歴史的価値を有する美術品等は時の経過によって価値が減るものではないため、減価償却資産には該当しません。（ただし、改正により美術品については減価償却できる範囲が拡大されています。詳しくは、ニュースレターNo. 161号をご参照ください。）

2. 少額の減価償却資産はどう取り扱うの？

減価償却資産については、上記のとおり、資産計上し減価償却をしていくことが原則ですが、**金額が小さいもの等については、例外的な取り扱いをすることができます。**

【少額の固定資産まとめ】

取得価額等	適用対象法人	取り扱い・注意点
①10万円未満のもの	すべての法人	購入時に費用化
②使用可能期間が1年未満のもの	すべての法人	購入時に費用化
③10万円以上20万円未満のもの	すべての法人	合計額を三事業年度で均等に費用化
④10万円以上30万円未満のもの	中小企業者等(※)	購入時に費用化 一事業年度につき合計30万円までが限度

(※) 資本金1億円以下の法人で、同一の大規模法人（資本金1億円超等の法人）に発行済株式の1/2以上を所有されていないもの等をいいます。

3. 少額か否かはどうやって判定するの？

一単位当たりの取引金額で判定します。

具体的には、**機械装置**については、**一台又は一基ごと**、**工具器具備品**については、**一個、一組、又は一そろいごと**に10万円未満・20万円未満・30万円未満を判定します。

例えば、**応接セット**の場合は、テーブルとイスが一組で取引されるため、**各々の金額で判定するのではなく、その一組の金額で少額か否か判定**します。

また、**間仕切り**については、パネルを複数枚購入して組み立てるものですが、**1枚当たりの金額で判定するのではなく、組み立て後の間仕切りとして設置した状態で少額か否か判定**します。

なお、上記の取り扱いについては、「法人が**取得価額全額を費用として経理した場合**」に費用として認められるものであるため、例えば中小企業者等が10万円以上30万円未満の資産について、**資産計上し原則通り減価償却を行っていくことも可能**です。

会社の備品をまとめて買い替えたり、事業所等について金額の大きな工事を施したりした場合など、資産となるのか費用となるのか迷う場面が多々出てくるかと思えます。そんな時は一度弊社担当者までお問い合わせいただければと思います。
(税務第二部／又平一樹)